

附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年11月1日現在)

担当部課名	総合政策部計画局土地水対策課	内線	23-714
-------	----------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道土地利用審査会																							
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関																							
設置年月日	昭和49年10月23日																							
設置根拠	国土利用計画法第39条																							
設置目的	<p><目的></p> <p style="text-align: center;">国土利用計画法39条に基づき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法における土地売買等の届出について、知事が勧告をする場合において意見を述べること。 ・規制区域の指定及び解除並びに区域の減少について確認を行うこと。 ・監視区域及び注視区域の指定及び解除並びに区域の減少について意見を述べること。 ・監視区域における事前届出の対象面積について意見を述べること。 ・規制区域における一定要件（事業用取引等）に該当する売買等契約の締結の許可について意見を述べること。 ・規制区域における不許可処分不服申立ての審査請求について裁決すること。 ・遊休土地の利用・処分計画の変更勧告について意見を述べること。 																							
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: right;">7名</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">【定数:</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">7名】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(うち女性委員) 3名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(うち公募委員) 0名</td> <td style="text-align: right;">【公募枠:</td> <td style="text-align: right;">0名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名称</th> <th style="width: 40%;">委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			7名	【定数:	7名】	(うち女性委員) 3名			(うち公募委員) 0名	【公募枠:	0名】	名称	委員数(うち女性委員)	なし									
7名	【定数:	7名】																						
(うち女性委員) 3名																								
(うち公募委員) 0名	【公募枠:	0名】																						
名称	委員数(うち女性委員)																							
なし																								
会議の公開状況	<p>一部非公開</p> <p>公開できない理由(一部非公開・非公開の場合)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の適否の審議には、土地取引の目的や価格等、公開することにより企業や個人の利益を損ねる情報が不可欠のため。 ・監視区域など、土地取引規制を強化する区域の指定案に関する委員会の審議を公開すると、買い急ぎによる地価高騰等、当該区域の土地取引に悪影響を与える恐れがあるため。 </div>																							